大阪市住之江区役所と株式会社日本政策金融公庫玉出支店との事業承継支援等に関する協定書

大阪市住之江区役所（以下「甲」という。）及び株式会社日本政策金融公庫玉出支店国民生活事業（以下「乙」という。）は、事業承継支援等に係る相互の連携を円滑にするため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、地域における事業承継支援等の分野に係る相互の連携（以下「業務連携」という。）を円滑に行うことにより、大阪市住之江区の地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（連絡窓口の設置）

第２条　甲及び乙は、業務連携に係る窓口を設置し、必要な協力を行うものとする。

（連携・協力事項）

第３条　甲及び乙は、本協定第１条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。なお、各号に関する具体的な内容については、甲及び乙が協議のうえ、別途取り決める。

（１）事業承継支援に関すること
（２）創業支援に関すること
（３）ソーシャルビジネス支援に関すること
（４）産業振興・中小企業支援に関すること
（５）相互の情報発信に関すること
（６）その他、地方創生に資する取組に関すること

２　甲及び乙は、業務連携上必要な場合は、個別企業からの依頼に基づき当該企業の紹介を行うものとする。

（協定の変更等）

第４条　本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務等）

第５条　甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく業務連携において知り得た情報を業務連携上必要な範囲外で使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、各種法令等に義務付けられた開示を実施する場合については、この限りではない。

２　甲及び乙は、個別企業の情報及び個人情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。

３　本協定の有効期間満了後も第１項は効力を有するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第６条　甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）、大阪市特例個人情報保護条例（令和５年大阪市条例第６号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

２　法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（複写及び保管等）

第７条　甲及び乙は、本協定に基づく業務連携において知り得た情報の複写又は複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

（情報の返還等）

第８条　甲及び乙は、相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分するなど、別途協議を実施する。

（漏えいの防止等）

第９条　甲及び乙は、本協定第５条から前条までの義務違反があった場合又は情報が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和７年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１ヵ月前までに、甲及び乙のいずれかが相手方に対し別段の意思表示をしない場合は、更に１年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

（暴力団等の排除）

第11条　甲及び乙は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）を遵守しなければならない。

２　甲及び乙は、相手方が前項に違反するときは、催告をすることなく直ちに本協定を解除することができるものとする。

（協議事項）

第12条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上解決する。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲及び乙が各自署名のうえ、各１通を保管する。

令和６年１０月２４日

甲　大阪市住之江区御崎３丁目１番１７号
大阪市住之江区役所
住之江区長　藤井　秀明

乙　大阪市西成区玉出中２丁目１５番２２号
株式会社日本政策金融公庫　玉出支店
支店長兼国民生活事業統轄　池田　尚志